

## 令和3年度 物品等の供給にかかる 競争入札等参加資格審査申請要領

令和3年度において、八幡市が発注する物品等の供給にかかる競争入札等の参加資格審査を『八幡市物品等の供給にかかる競争入札参加資格に関する要綱』に基づき行います。

入札等に参加を希望される方は、下記事項に十分留意の上、申請を行ってください。

### 1. 申請のできる者の資格等

次の各項目に定める資格及び要件を備えていなければ当該申請を行うことができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていないものでないこと。
- (2) 営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等（以下「許認可等」という。）を必要とする業務については、これを得ている者であること。
- (3) 令和3年3月31日現在において2年以上当該営業を継続して営んでいる者であること。
- (4) 許認可等の必要な業務にあつては、許認可等を得た後2年以上当該営業を継続して営んでいる者であること。
- (5) 直前2年の各営業年度に業務実績高のある者であること。
- (6) 市税その他の納付金を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ただし、次の各号のいずれかに該当して営業を承継し、営業の同一性を失うことなく引き続いて営業する場合は、前営業者の営業期間は、承継人による営業期間とみなします。

- ① 相続したとき。
- ② 前営業者が老齢又は疾病等により営業に従事できなくなった場合に、生計を一にする同居の親族が代わって営業するとき。
- ③ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
- ④ 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき

## 2. 申請手続

- (1) 提出書類 別表「令和3年度八幡市物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請書類一覧表」のとおり。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 郵送（その他の信書便を含む。以下同じ）又は持参  
ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、原則郵送によることとし、やむを得ず持参する場合は、平日午前9時から午後5時までの間とします。持参の場合においては、書類の受け取りのみとし、対面による書類の確認は行いません。
- |   |
|---|
| 提出先 〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地<br>八幡市役所 総務部 契約検査課 宛 |
|---|
- ※ 郵送に際し、封筒に「資格審査申請書類在中」と朱書し、書留郵便等を利用するなど確実な方法で送付してください。郵便不着による責任は一切負いません。また、料金不足の場合は、お受け取りいたしません。  
申請書類到着後、審査を行い、受領書を送付します。
- (4) 提出期間 令和2年11月2日から令和2年12月18日まで（必着）
- (5) 登録有効期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 3. その他

- ア. 審査のうえ参加資格なしと判断した場合は、提出書類を返還します。
- イ. 申請者が、『1. 申請のできる者の資格等』の要件を欠くに至ったときは、当該有資格者の登録は取り消します。
- ウ. 申請書及びその他すべての提出書類について、故意に虚偽の事実を記載した場合は、当該有資格者の登録は取り消します。
- エ. 申請書を提出後当該申請内容に変更を生じた場合は、速やかに変更届又は廃止の届を提出してください。
- オ. 法人にあって、支店長又は営業所長等に入札等の権限を委任する場合は、委任状の提出が必要です。

### \* 注意事項

1. 提出書類及び記載事項について不備のあるときは、受付できませんので留意の上、提出して下さい。
2. 審査に必要な時は、「申請書類一覧表」に掲げる書類以外の書類等の資料を求めることがあります。この場合、その資料が別に指定する期限内に提出されないときは、事実確認が出来ないものとして受付できません。
3. 提出期間後の受付はできませんのでご注意ください。
4. 当該申請により登録する有資格者名簿は、八幡市上下水道部に於いても使用しますので、上下水道部への提出は不要です。
5. 当該申請にかかる申請内容は、八幡市情報公開条例により開示の対象となります。
6. その他不明な点は、総務部契約検査課までお問合せください。

(電話番号 075-983-2201)

# 申請書類及び添付書類の記載要領

- 1 物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請書（八幡市指定用紙）
  - ・この書類は、令和2年11月1日現在で作成する。
  - ・申請者は、本店(本社)の代表者とする
  - ・インク又はボールペンで記入する。（パソコン入力可）
  - ・①欄の記入について  
年間にわたって入札契約等に関する権限を支社・支店等に委任する場合のみ記入する。
  - ・②欄の記入について  
主に行っている業務の営業形態について該当番号を○で囲む。
  - ・③欄の記入について  
「資本金」は、法人にあっては添付した商業登記簿謄本の資本金の額を記入する。  
「従業員数」は、常時雇用する役員を含む総従業員数を左欄に記入し、右欄は左欄の従業員数のうち、技術及び技能者数を記入する。  
「売上高」は、直前1年間の決算による売上高を記入する。  
「営業開始時期」は、当該申請にかかる営業を始めた時期を記入する。
  - ・④欄の記入について  
イ． 分類番号欄には、別紙「物品分類表」（業種コード）を参照の上、該当番号をそれぞれ記入する。  
ロ． 取引品目（業務等）の欄には具体的な内容を記入する。  
ハ． 当該取引品目（業務等）について許可・認可・登録等が必要か否かにより、許認可等の要・否の欄に該当するものを○で囲む。  
ニ． 取引メーカー欄には、取引メーカー名、代理店、特約店契約の名称を記入する。  
ホ． 最大6業種まで記入可能。
  - ・⑤欄の記入について  
④欄において、当該営業等にかかる許認可等に「要」とした場合のその許認可等の名称・番号及び許可等の年月日を記入する。
- 2 委任状（八幡市指定用紙）
  - ・年間にわたって支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合は、提出する。（委任者印、受任者印とも押印する。）
- 3 代表者印鑑証明書（発行官公庁の様式）（写可）
  - ※発行後概ね3ヶ月以内のもの。
- 4 使用印鑑届（八幡市指定用紙）
  - ・市と取引をする際に使用する印鑑を届け出る。  
なお、法人で受任者がある場合は、受任者が使用する印鑑を届け出る。

- 5 八幡市との取引実績一覧表（任意様式、指定用紙のどちらでも可）
- ・平成30・令和元年度について、主なものを記載する。（2年以上の取引実績が確認できるものであれば、令和元・2年度でも可）
  - ・契約内容の欄には、納入品名、数量等を記載する。
- 6 営業経歴書（任意様式、指定用紙のどちらでも可）
- ・平成30・令和元年度の八幡市以外での取引実績について、主なものを記載する。（2年以上の実績が確認できるものであれば、令和元・2年度でも可）
  - ・契約内容の欄には、納入品名、数量等を記載する。
- 7 営業所一覧（任意様式、指定用紙のどちらでも可）
- ・本店及び支店若しくは事務所等を記入する。
- 8 営業に必要な許認可登録等を証する書類（発行官公庁の様式）（写可）
- ・営業販売等に関して許可・認可・登録等が必要な業種について最新の書類を提出する。有効期限のある許認可登録等については、有効期間内であること。
- 9 納税証明書（滞納、未納が無い証明書又は直前1営業年度分の未納額0の証明書）  
（発行官公庁の様式）（写可）
- ・市内業者（各1通）
    - 法人…①八幡市税
    - ②消費税（その3の3）
    - 個人…①八幡市税
    - ②消費税（その3の2）
  - ・市外業者（各1通）
    - 法人…①法人市町村民税
    - ②法人事業税（都道府県税）
    - ③消費税（その3の3）
    - 個人…①個人市町村民税、
    - ②個人事業税（都道府県税）
    - ③消費税（その3の2）
- ※ 発行後概ね3カ月以内のものを提出する。
- ※ 法人市外業者の場合、①法人市町村民税及び②法人事業税証明書は、本社または委任先支店等のどちらか一方のものを提出する。その際、①と②は同一所在地のものであること。（例：可；①委任先②委任先、不可；①本社②委任先）
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税の納税（徴収）等の猶予を受けている事業者については、上記納税書の代わりに次の書類に替えて提出することができる。
- 市税、事業税（都道府県税）：「徴収の猶予許可通知書の写し」  
消費税：「納税の猶予許可通知書の写し」又は「納税証明書（その1）」

- 10 登記簿謄本等（写可）（発行官公庁の様式）
- ・法人の場合…商業登記簿謄本
  - ・個人の場合…代表者の身元（身分）証明書（本籍地の市区町村で発行）  
若しくは登録原票記載事項証明書（外国籍）
- ※発行後概ね3カ月以内のものを提出する。

11 その他 提出書類の綴り込み方法

- ・「令和3年度八幡市物品等の供給にかかる競争入札等参加資格審査申請書類一覧表」を表紙とし、各書類を番号順にA4判にそろえ、クリアファイル等に入れる（ホッチキス等で綴じなくてよい）。